

# 第1回西知多医療厚生組合議会定例会

## 会 議 録

令和6年（2024年）2月21日

西知多医療厚生組合議会

## 令和6年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	6
北川明夫 議員	6
1 西知多クリーンセンターの運用開始について	
2 アクアマリンプラザの利用開始について	
藤井貴範 議員	13
1 公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症第5類移行後の 対応について	
2 公立西知多総合病院の外来患者対応について	
西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について	19
西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例等の 一部改正について	20
西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	21
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	23
令和5年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）	24
令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）	26
令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）	27
損害賠償の額の決定について	29
令和6年度西知多医療厚生組合一般会計予算	30
令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	38

## 令和6年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和6年(2024年)2月21日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番 加藤 菊 信

8番 中山 貴 弘

2番 佐藤 友 昭

9番 伊藤 正 明

3番 早川 康 司

10番 石濱 隼 人

4番 今瀬 和 弘

11番 泉 清 秀

5番 北川 明 夫

12番 藤井 貴 範

6番 富田 博 巳

13番 林 正 則

7番 蓑手 純 一

14番 伊藤 清一郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和6年(2024年)2月21日 午後1時30分

閉会 令和6年(2024年)2月21日 午後3時27分

第1日 (2月21日)

1 出席議員(14人)

1番	加藤 菊 信	8番	中山 貴 弘
2番	佐藤 友 昭	9番	伊藤 正 明
3番	早川 康 司	10番	石濱 隼 人
4番	今瀬 和 弘	11番	泉 清 秀
5番	北川 明 夫	12番	藤井 貴 範
6番	富田 博 巳	13番	林 正 則
7番	蓑手 純 一	14番	伊藤 清一郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管 理 者	宮 島 壽 男	副 管 理 者	花 田 勝 重
副 管 理 者	立 川 泰 造	副 管 理 者	星 川 功
[総務部]			
総 務 部 長	加 藤 由 裕	総 務 課 長 兼	佐々木 美喜子
		衛 生 セ ン タ ー 所 長	

建 設 課 長 平 松 康 弘

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	吉 原 基	病院事務局長	許 斐 正 啓
管 理 課 長	谷 川 正 仁	管 理 課 課 長	岸 本 一 昭
兼経営戦略室長		兼人事管理室長	
医 事 課 長	森 田 美 和	医 事 課 課 長	小 林 智 里
		兼健診センター課長	
医 療 情 報 課 長	守 山 直 宏	患 者 サ ポ ー ト セ ン タ ー 課 長	澤 田 和 典
兼診療情報管理室長			
患 者 サ ポ ー ト セ ン タ ー 課 長	岩 田 裕 行		

[看護専門学校]

看護専門学校長	鰐 部 貴久美	庶 務 課 長	中 田 昭 夫
---------	---------	---------	---------

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 植松 幹 景 環境経済部長 小笠原 尚 一

[知多市]

健康文化部長 杉江 大典 環境経済部長 林 和 宏

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 宇野 孔 美 書記 保科 達 郎

書記 長坂 徹 也

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について
6	2	西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例等の一部改正について
7	3	西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
9	5	令和5年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）
10	6	令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）

1 1	7	令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算 (第3号)
1 2	8	損害賠償の額の決定について
1 3	9	令和6年度西知多医療厚生組合一般会計予算
1 4	1 0	令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月21日 午後1時30分 開会)

議長（加藤菊信）

皆さん、こんにちは。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦労さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（宮島壽男）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、さらにはお足元の悪い中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について」をはじめ、10件の議案でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

---

議長（加藤菊信）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番 佐藤友昭議員、9番 伊藤正明議員を指名いたします。

---

議長（加藤菊信）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（加藤菊信）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長の下に、令和5年10月分及び11月分の例月出納検査結果の報告、並びに定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元に配付いたしましたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

---

議長（加藤菊信）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残り時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。

5番、北川明夫議員の発言を許します。

5番（北川明夫）

議長のお許しをいただきましたので、2項目一般質問させていただきます。

質問事項の1は、「西知多クリーンセンターの運用開始について」です。

5年前の平成31年1月からスタートした西知多クリーンセンターの建設整備がほぼ完了し、先日2月3日に火入れ式が行われ、本年7月からの本格稼働に向けて現在試運転中です。

この事業は、両市のごみ処理施設が耐用年数を迎える時期を見据えて統合を行い、



1日も欠かすことのできないごみ処理業務を安心・安全で安定的に行い、かつトータル経費をできる限り逡減することを目的としています。そのため、両市ともに最初の試みとして民間事業者のノウハウをフルに活用できることなどから、PFI法に準じた公設民営のDBO方式を採用しています。契約から運營業務終了まで25年間に及ぶ建設費177億円、運営費124億円、合計301億円の長期プロジェクトとなっています。

日常は、市民生活を支える大切なインフラ施設で、直接ごみ搬入する市民や事業者の方も多くなると思いますし、災害時の緊急時にも稼働の継続が求められる重要な施設です。そして、常に周辺環境への負荷の低減を図ることが必要となりますので、今後の運營業務のありようについては、市民の関心が極めて高い施設であると思います。

そこで、まず適正な運営の確保が重要ですので、運營業務について取り上げます。組合側の要求水準書と相手側の事業提案書を基に、76条からなる運營業務委託契約書で詳細に定められていますが、民間事業者の方に長期にわたって包括的に業務委託を続けていくこととなります。平成30年のあの基本計画を見ましても課題として指摘されているところですが、組合側の運營業務全般に関する情報や知見などの蓄積が思うようにできずに、監視、測定、評価という適切なモニタリング機能の維持が難しくなるのではないかと危惧されます。また、異常事態への対応や災害などによるトラブル発生時の応援体制についても気がかりです。

そこで質問の1点目は、西知多ハイトラスト株式会社は、運転管理者をはじめ、防災等管理や施設警備・防犯等の運営体制をどのように計画しているのか。また、モニタリングの実施など、組合側の管理体制はどのようなのか、お伺いいたします。

次に、ごみ搬入時の安全性・利便性についてですが、土曜日や祝日を含みまして、受付業務時間が大きく拡大されることは大変高く評価しておりますが、そのほかに場内事故の防止対策をはじめ、混雑緩和対策やスムーズな受付・精算手続の準備はどのように進んでいるのでしょうか。

そこで、質問の2点目は、ごみ搬入時の安全性や利便性確保のために、どのような対策が取られるのか。特に、ごみ処理手数料は現金以外の支払いも可能になるのか、お伺いいたします。

続いて、運營業務委託費の減額制度についてです。運營業務委託契約第42条で

は、ごみ処理量とごみ質を踏まえて見込んだ計画余剰電力量よりも実績が下回った場合に、また43条及び43条の2では、事業者からあらかじめ提案された両市内における発注金額及び両市内の雇用者給与よりも実績の金額が下回った場合には、いずれもペナルティとして事業者を支払うべき運営固定費を減額できる規定が定められていますが、内容がかなり複雑な取り決めであって、毎年厳密に適用していくことには御苦労も多いかと思えます。

そこで、質問の3点目は、計画余剰電力量未達、提案両市内発注金額未達及び提案両市内雇用者給与未達の場合の減額措置は、それぞれ計画量や目標額をどのように定めてあり、どのように減額する制度なのかをお伺いしたいと思います。

次に、質問事項2は、アクアマリンプラザの利用開始についてです。御案内のように、令和2年12月に基本計画が策定され整備を進められてきた健康増進施設アクアマリンプラザも、ほぼ完成し、本年4月1日にオープンの手配となっております。この事業は西知多クリーンセンターで発生するエネルギーを活用して、両市民の健康づくりと健康寿命の延伸などを図るために温水プールなどを整備するもので、子どもから高齢者まで生涯を通じて親しめる施設を目指しております。指定管理者である民間事業者の豊富なノウハウと質の高いサービス提供に期待をし、PFI法の民設民営BTO方式が採用されました。運営業務時間は令和25年度までの20年間で、昨年度末時点の改定後の建設費用を含む総額約36億円ですが、そのサービス対価を組合が年4回、80回払いで支払っていく契約となっております。幅広い市民が利用するスポーツ施設を長期間にわたって民間事業者に包括的に運営委託する点では、先ほどの西知多クリーンセンターと同様であり、将来的に組合側のモニタリング機能の維持と合わせて、事故や災害などへの対応力が危惧される場所です。両市民が気軽に楽しく利用され、皆さんがこぞってリピーターとなるような、そういう施設を目指していただきたいと思います。初年度は3つの小学校が学校利用すると伺いますが、今後も学校数の増加への対応をはじめ、施設の魅力度アップのためには様々な取組にチャレンジしていくことが大切です。

例えば、施設利用料が所得税の医療費控除の対象となる指定運動療法施設の指定を目指すことも検討の必要があると考えます。そこで、こうした観点から5点お尋ねいたします。

1点目は、株式会社西知多健康増進パートナーズは、運営業務の実施体制をどの

ように計画しているのか。また、モニタリングの実施など、組合側の管理体制はどのようなか。

2点目は、選考委員会がかつて要望している緑化推進や脱炭素の環境負荷軽減対策は、どのように講じられるのか。また、オープン広場の整備と利用方法はどのようなになるのか。

3点目は、火曜日を休館日としていますが、学校利用との関係上、弾力的な運用が必要となるのではないかと。また、学校利用時に一般利用者のプールをどのように確保するのか。

4点目は、ライフステージごとに1講座以上の実施を求めている自主事業は、どのような企画なのか。また、提案施設や販売機など、サービス設備はどのような設置計画であるか。

最後、5点目になりますが、運動型健康増進施設の認定見通しはどのように。また、将来的に指定運動療法施設を目指す考えはどうかについて、お尋ねをして、第1問を終わります。

管理者（宮島壽男）

北川明夫議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「西知多クリーンセンターの運用開始について」でございますが、西知多クリーンセンターは、現在、本体工事は概ね終了し、試験運転をして設備の調整を行っているところでございます。今後は、4月1日から両市のごみの受入れを始め、7月1日から施設の供用を開始する予定でございます。

本組合では、施設の運用開始に当たり、運営事業者に対して、ごみ処理施設管理の実務経験者を責任者として配置することや、事前の従業員への研修、受入れ方法について指導するなど、利用者が安全に安心して施設を利用していただくことができるよう、万全の体制を整えてまいりたいと思います。

各質問事項に対する答弁につきましては、総務部長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

総務部長（加藤由裕）

質問事項1、「西知多クリーンセンターの運用開始について」の1点目、「西知多ハイトラストの運営体制及び組合の管理体制について」でございますが、西知多クリーンセンターを運営・維持管理する西知多ハイトラストは、運転業務全体を管

理する者として、現場総括責任者を配置する総勢32人の人員体制を計画しております。ごみを適正に処理するために、廃棄物処理施設技術管理者の資格を持つ職員を複数名配置します。また、電気設備を安全に維持管理し、発電した余剰電力を確実に売却できるように電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者を配置するとともにボイラー技士を複数名配置するものでございます。ごみ処理の実運営体制は、運転責任者の管理の下に、焼却運転班12人、保全班3人、粗大運転班1人、受入班10人の26人を構成し、通常時は17人体制とし、夜間等は4班3人の体制で24時間の運転を管理する計画です。また、効率的な運転を継続するため、運転維持管理主任を1人配置し、現場総括責任者と運転責任者の3人でごみ処理実績等の現場モニタリングを実施するとともに、事業者の遠隔支援センターと連携する適切な維持管理体制の整備を図ってまいります。なお、非常時には代表企業である株式会社タクマなどからの人員派遣、運転支援の体制を整備します。

本組合といたしましては、現状どおりの課長含め6人の体制の中で、廃棄物処理施設技術管理者を配置し、排ガス、排水、騒音、作業環境等の測定管理や、法定点検などを行う保守管理などの要求水準書等に定められた内容の履行状況を確認していく予定で、安定的なごみ処理運営に努めてまいります。

次に、2点目「ごみ搬入時の安全性、利便性確保のための対策及びごみ処理手数料の支払い方法について」でございますが、西知多クリーンセンターでは、主に1階を利用する市民の一般車両と2階を利用する収集車両の動線の分離、案内表示板や路面カラーサイン等の視認性の高いサインによる車両の誘導などを行うとともに、搬入者があらかじめ混雑状況を確認できるよう、搬入車両のライブ映像をホームページで公開すること等により、ごみ搬入時の安全性や利便性を確保します。使用料や手数料等の徴収については、近年では、多くの自治体の窓口業務等でキャッシュレス化が進められています。本施設における、ごみ処理手数料の徴収については、計画・整備段階でキャッシュレスに対応した、ごみ処理施設用の自動精算機がありませんでしたので、現時点では現金のみの取扱いとしています。今後、市民の利便性の向上や収納方法の多様化等を踏まえて、効果的・効率的なキャッシュレス決済の導入についての調査・研究を進めてまいります。

次に、3点目「提案内容が未達の場合の減額措置について」でございますが、余剰電力量については、6年度は、組合が両市の実績を踏まえて提示した要求水準書

に示す、年間49,677tのごみ焼却量とごみ質から事業者が提案する余剰電力量と実績電力量を比較し達成状況を確認します。7年度以降は、前年度までのごみ焼却量やごみ質の実績値を踏まえて提案された計画余剰電力量と実績電力量を比較し達成状況を確認します。両市内発注金額及び両市内雇用者給与については、事業提案書においては20年間の総額が示されているため、運営開始前までに提案される、年度ごとの金額と実績金額を比較し達成状況を確認します。それぞれの事項について、翌年度4月に達成状況を確認し、未達の場合には当該年度3月分の運営固定費から未達分の金額を減額することとしています。

質問事項2、「アクアマリンプラザの利用開始について」の1点目、「西知多健康増進パートナーズの運営業務の実施体制及び組合の管理体制について」でございますが、健康増進施設を運営・維持管理する西知多健康増進パートナーズは、維持管理業務及び運営業務全体を管理する者として総括責任者を配置し、維持管理業務については、実務経験10年以上の電気工事士などの資格を持つ維持管理業務責任者を専任し、業務全体の総合的かつ俯瞰的な管理を行います。運営業務については、総合管理、プール、スタジオ、自主事業及び学校利用の各業務に実務経験のある責任者を配置するとともに、各業務を管理する運営業務責任者を配置し、業務を円滑に行う体制としています。通常時、事業者は10人の体制で業務を行い、開業時や繁忙期には、運営企業の株式会社アクアティック本社から支援を行う体制を整えています。組合としましては、現状どおりの課長含め6人の体制で、要求水準書等に定められた内容の履行状況を確認する予定で、施設の維持管理業務と、利用者へのサービスの提供が適切に行われるように運営業務の管理を行ってまいります。

次に、2点目「緑化推進や脱炭素の環境負荷低減対策及びオープン広場の整備と利用方法について」でございますが、緑化推進については、敷地外周部分とトレーニング室、プールの窓付近に約560平方メートルの緑地を設け、敷地約12,000平方メートルに対して、約4.6パーセントの緑化率としています。環境負荷低減対策については、LED照明、熱効率の高い温水ボイラー、断熱性能の高い窓ガラスの採用や、夜間・休館日のプールの水温低下防止のため、プールカバーの利用などの対策を行っています。オープン広場については、隣接する知多運動公園とのつながりを考慮して、敷地南側屋外に約390平方メートルの広場を整備し、ベンチや緑地を設け、公園利用者等が休憩所として気軽に利用していただける場所と

しています。

次に、3点目「休館日の弾力的な運用及び一般利用者のプールの確保について」でございますが、休館日については、学校利用を開始する令和6年度は、休館日以外で実施する予定であります。参加校が増えた場合には休館日の利用も想定しています。学校利用時の一般利用については、原則、多目的プールを利用させていただく予定で、学校利用者数が少ない場合には、水泳用プールのレーンを区切って、一般利用もできるような運用を行う予定です。

次に、4点目「自主事業の企画内容及び提案施設等の設置計画について」でございますが、ライフステージに対応する自主事業については、赤ちゃん・幼児を対象とした親子水泳教室、妊娠・出産期の方を対象としたマタニティヨガ、小学生・中学生・高校生・青年期に対応した各種水泳教室、高齢期を対象とした介護予防プログラムなどを企画しています。提案施設については、ジャグジー、採暖室、売店、遊具、仮設プールがあります。ジャグジー及び採暖室は、運動前後の体が温められるよう、プールに隣接して設置しています。売店は、受付に隣接して整備し、水中眼鏡や軽食などの販売を予定しています。自動販売機は飲食休憩スペースと屋外のオープン広場に設置する計画です。遊具、仮設プールについては、屋外健康増進ゾーンに整備する計画となっております。

次に、5点目「運動型健康増進施設の認定見通し及び指定運動療法施設を目指す考えについて」でございますが、本施設は、運動型健康増進施設の認定要件を満たす施設として整備しており、令和6年度に認定機関である公益財団法人日本健康スポーツ連盟の現地調査後に認定申請を行い、6年12月頃の認定を予定しています。医師の処方に基づき運動療法を実施した場合、一定の条件の下で、施設利用料が医療費控除の対象となる、指定運動療法施設の指定については、事業機関を通じた日本医師会認定健康スポーツ医との連携が難しく、基本計画及び要求水準書において指定運動療法施設の指定は必須となっております。こうした中、事業者から指定運動療法施設の指定を受ける提案はありませんでしたので、現時点では指定運動療法施設の指定を受ける予定はありません。以上でございます。

議長（加藤菊信）

北川議員、再質問又は要望がありましたら発言を許します。

5番（北川明夫）

詳しく御答弁いただきましてありがとうございました。

再質問、要望はございません。ありがとうございました。

議長（加藤菊信）

以上で、北川明夫議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、藤井貴範議員の発言を許します。

12番（藤井貴範）

まず初めに、本年1月1日に発生しました石川県能登地方で最大震度7を観測しました。石川県能登半島地震におきまして、お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

また、発災直後から出動されました、東海市・知多市の消防職員をはじめ、復興の活動をされている全ての皆様に感謝を申し上げるとともに、被災地の早急復興をお祈り申し上げます。

また、西知多総合病院におきましても、1月2日にはDMATの出動要請を受け、被災地域の災害医療の支援のために出動されました5名の皆様、被災直後の出動で被害の状況すら把握されてない中での被災地支援、大変お疲れさまでございました。今後とも、地域の災害拠点病院として、災害支援チームが地域にあるということは地域住民にとっても、万が一の災害発生時においても力強いものであります。これからも、これまでの出動経験を生かしまして、DMATチームの皆様の技術取得や隊員の体制をしていただきますよう期待をいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問事項として、公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応について。質問事項2として、公立西知多総合病院の外来患者の対応についての2問を質問いたします。

初めに、質問事項1の公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応についてお聞きいたします。

2020年初頭から世界大流行を引き起こしました新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日をもちまして感染症法上での位置づけが、新型インフルエンザ等感染症相当、いわゆる2類感染症相当から5類感染症となり、この3年間に行われてきた感染予防が緩和されることになったことは、皆様御存じのとおりでございます。公立西知多総合病院におきましては、知多半島北部地域の中核病院として、また新型コロナウイルス感染症の患者受入れ病院として、地域の重要な医療機関として使

命を全うされてまいりました。未知なるウイルスの目に見えない恐怖に襲われながらも、日夜、地域医療の最前線として対応いただいていることに関しましては感謝を申し上げます。

さて、先ほどもありましたように、昨年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられたことにより、感染者の報告義務や濃厚接触者等の外出制限がなくなり、マスクの着用も個人の判断とされております。そこで、新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応についての確認をいたしたく、3点の質問をいたします。

質問要旨1、外来患者等への対応についてとして、外来患者等病院来院者への対応状況についてお聞きいたします。

質問要旨2、入院時コロナスクリーニング検査についてとして、入院患者への対応について実施状況等を確認いたします。

質問要旨3、面会の規制についてとして、コロナ禍が始まってより続いている面会規制について、今後の対応も含めてお聞きいたします。

次に、質問事項2の、公立西知多総合病院の外来患者の対応についての質問をいたします。

私自身も定期健康診断の受診や循環器と腎臓内科の定期的な診察で西知多総合病院を利用させていただいております。定期的な診察については、事前の診察時間が予約されているために、受診者の方に対しては、できる限り短い待ち時間になるようにされています。しかしながら患者の都合で予約時間を変更する場合は、電話で時間変更をする必要があります。その予約を変更する際には、予約を変更する連絡時間は決められておまして、平日の午後2時から午後5時の間に代表電話に電話をして予約を変更することとなっております。しかしながら時間帯によると思いますが、電話をかけても呼び出し音が鳴るだけでつながらないときや、呼び出し続けてもようやく出たが回された診察窓口が通話中であり、再度電話をかけ直さなきゃいけなかったなど、1回の予約変更で何度も代表電話にかけなければならなかったという苦情を利用者の方からお聞きいたします。私としても実際そのような経験がございます。

そこで、電話対応をお聞きしたく、質問要旨1として、電話対応についてお聞きいたします。



次に、医療機関では月に1回保険証の確認が義務づけられております。保険証の確認をせずに保険診療を行ってはならないこととなっております。本院においては、以前は外来診察窓口で保険証の資格確認を行ってございましたが、現在は診察受付開始時間から午前11時までは、再診受付機手前に設置されました保険証確認窓口で保険証の確認作業が行なわれております。しかしながら、月初めの診察開始前後の混み合う時間帯では、保険証の確認窓口は長蛇の列となり、診察時間に間に合わないなどの苦情も利用者の方からお聞きしております。

そこで質問要旨の2として、保険証確認窓口についてお聞きいたします。

以上、答弁よろしくお願いたします。

管理者（宮島壽男）

藤井貴範議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応について」でございますが、新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日に第5類感染症に移行し、様々な制限が解除されて、ようやく市民の皆さんが以前の生活ができる状況となってまいったところであります。また、各地での様々なイベントや事業についても4年ぶりに開催され、にぎわいが戻ってきております。しかしながら、実際に新型コロナウイルス自体が変化したわけではありませんので、現在も医療機関や高齢者施設ではマスクの着用が推奨され、実際に5月8日以降も流行を繰り返しているのが現状です。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

公立西知多総合病院長（吉原基）

質問事項1、「公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応について」の1点目、「外来患者等への対応」についてでございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上第5類へと移行され、様々な規制緩和が取られました。当院も、発熱外来の廃止や病棟運用の変更など、これまで得た経験により対応を随時変更しております。しかしながら、新型コロナウイルス自体が変化したというわけではなく、現に7・8月には第9波、そして年末年始の人の移動に合わせるように、現在第10波と言えるほど患者数が増加しています。治療費の一部が自費となった現在、症状があっても医療機関に受診する方は少なく、

実際には統計上の数値よりも多くの方が罹患しているものと考えられます。厚生労働省は、第5類移行後も医療機関、高齢者施設でのマスク着用を推奨しています。当院もマスクに関しては、必要な感染対策と考えており、当分の間、来院される方への着用をお願いしてまいります。

次に、2点目「入院時のコロナスクリーニング検査」についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の流行時から実施してきました入院前の新型コロナウイルスに対するスクリーニング検査につきましては、現在も実施しており、状況に応じて抗原定量検査か院内PCR検査かを選択しております。実際に、令和5年5月8日から6年1月15日までの入院前検査での陽性者26名、罹患の可能性のある擬陽性を含めると66名が判明し、院内感染の防止につながっているものと考えます。入院前検査の実施については、全例に検査を実施している医療機関は少なくなっておりますが、第10波に入り、50人以上のクラスターを発生したと考えられる医療機関も出ていることから、現時点では、全例検査を継続する方針でございます。当院では、入院前のスクリーニング検査について、感染状況を見つつ常に検討事項としており、今後も流行の状況を鑑みて検査対象の見直しを進めていきたいと考えております。

次に、3点目「面会制限」についてでございますが、院内感染の防止から徐々に見直しを図りつつも長期間にわたり面会を規制してきましたことは、患者さん及び御家族の方への御負担となっていたことは当院としても理解しております。しかしながら、第5類となったものの流行の波は続いております。今後とも院内感染対策として面会制限はしばらく続けてまいります。流行の状況及び近隣の医療機関の状況も確認しながら、徐々に規制緩和を実施していきたいと考えております。

病院事務局長（許斐正啓）

次に、質問事項2「公立西知多総合病院の外来患者対応について」の1点目、「電話対応」についてでございますが、当院への電話が繋がらない旨の御意見があることは、十分に認識しております。現在、交換機2台により運用しており、内容に応じて電話交換手が各担当部署に振り分けています。ただし、お電話の中にはつながり先がはっきりせず時間がかかってしまう場合もあり、そのような状況で回線を塞いでいるものと考えています。交換機を増設するためには、機器のスペースや人員の配置を増やす必要もあり、費用対効果など様々な方向から改善に向けて検討を行

っております。例えば、分娩に関しては、専用電話を用意して対応しております。また、機械による自動案内等も検討していますが、かえって時間がかかる場合や、内容により一か所に電話が集中してしまうおそれもあります。今後とも、どのような対応が最もよいのかを検討しながら改善に努めたいと考えております。

次に、2点目「保険証確認窓口」についてでございますが、当院では、保険証確認について、予約日の前日に一括でオンライン資格確認を実施しております。しかしながら、厚生労働省が定める「保険医療機関及び保険医療養担当規則」で、医療機関受診時にはマイナンバーカードまたは被保険者証で資格の確認をすることと定められています。また、本人確認も必要なことから対面による確認を行っているため、窓口での混雑を避けられていない状況です。以前は各外来窓口で確認していたため、診察までの待ち時間発生が問題となっていました。その解消のため現在の保険証確認窓口を設置したことにより外来での待ち時間解消にはつながっていますが、月初めなどには保険証確認窓口での順番待ちの列が新たに発生するようになった経緯があります。当院としても対策は検討していますが、対面確認が必要とされている以上、効果的な対策ができていない状況となっております。政府は令和6年秋までにマイナンバーカードの健康保険証利用（いわゆる「マイナ保険証」）への切り替えを進めております。これは、機械的に顔認証も行いますので、今後マイナ保険証が普及すれば時間削減が可能と考えておりますが、現状、マイナ保険証の使用率は1日の外来患者数の6%ほどとなっております。当院でも今後の状況を注視しながら、これからも改善に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤菊信）

藤井議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

12番（藤井貴範）

ありがとうございました。

特に答弁いただいたので再質問はございません。

最後、要望だけ述べさせていただきます。

新型コロナウイルスによって、医師や看護師をはじめ病院一丸となって未知なるウイルスに対応し続けてこられた姿は頭が下がる思いでございます。また、少ない人員で地域医療を支えていただいていることに一体化していると思いました。しか

しながら利用者に選ばれる病院、患者ファーストであると思われる病院となるためには改善が必要であると思っておりますので、3点要望を述べさせていただきます。

要望1つ目は、入院面会の緩和についてでございます。院長からの御答弁にもありましたように、コロナ禍で病院内の部外者の立ち入りを規制する必要があること。また看護師さん等にお聞きすると、やはり業務の負担的も含めて、土・日の面会制限が必要であるということについては理解を示しております。しかしながら入院患者の家族の方には平日の昼間時間には仕事をしていたり、お子さんたちは学校に通っております。そのような方々にとっては平日の昼間だけの面会時間では面会対応ができないということもあるかと思っております。新型コロナウイルス感染症の規制緩和がされて1年がたとうとしております。利用者に選ばれる病院であるためにも、入院患者への面会条件の緩和を、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

次に、要望の2つ目は、電話窓口の細分化についてです。御答弁にもありましたように、代表電話の1つだと、あらゆる電話が1つの電話番号に集中しております。効率としてはよいかと思っておりますが、必ず交換作業が必要で交換先の窓口が話し中だと利用者の方が再度電話をかけ直す必要が発生しております。利用者の利便性を考慮すると、現状の代表電話だけでは受付が効率的なようにはやはり感じられません。代表電話と予約変更などの問合せ等の患者サポート窓口との分離、予約変更のWeb対応など、あらゆる改善の取組の御検討をよろしくお願いいたします。

要望の3つ目は、保険証確認窓口についてでございます。現在の保険証は事務員の目視で資格確認が必要となっておりますことは理解させていただきました。国が推奨しているマイナンバーカードを保険証として利用するマイナ保険証は、専用機械を使えば事務員さんの確認なくしても資格確認が可能であることも分かりました。保険証確認窓口にもマイナ保険証の確認機械は設置されておりますが、保険証確認の列に並び、その機械までたどり着かないとその機械が使えない状況と今はなっております。また、各外来受付の窓口にもマイナ保険証の資格確認機械は設置されておりますが、マイナ保険証の資格確認なら外来受付で資格確認ができるので保険証確認窓口には並ばなくてもよいはずですが、マイナ保険証の利用率が低いこと、その機械の利用案内が十分されていないと思われまますので利用が少ない状況であると感じております。公立西知多総合病院強化プランの中の施設設備の最適化のデジタル化の対応にも記載されておりますマイナンバーカードの健康保険証利用（オンラ

イン資格確認の利用促進等)記載がされておりますので、保険証窓口業務の軽減のため、保険証確認の待ち時間軽減のためにも、今後、今年実施されます予定のマイナンバーカード保険証の実用化を、対応を含めてマイナンバー保険証資格確認用機械の利用促進と利用しやすい環境改善をお願いして、利用者にさらなる利便性のよい病院になっていただくことを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（加藤菊信）

以上で、藤井貴範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第1号「西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、西知多クリーンセンター及び健康増進施設の運営開始に伴い、会計制度の見直しを図り、4つの特別会計を一般会計に統合するため、廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第1号「西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について」、御説明いたします。

廃止する条例は、し尿処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、及び健康増進施設事業特別会計の、4つの特別会計の設置に関する条例でございます。附則でございますが、第1項は、施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は、経過措置で、廃止前の特別会計に係る令和5年度の収入及び支出並びに決算は従前どおり事務を執行することとし、第3項は、廃止する特別会計に属する財産、債権債務及び歳計剰余金は、

一般会計が引き継ぐこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます  
議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第1号「西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計設置に関する条例等の廃止について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長（加藤菊信）

日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例等の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例等の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、令和6年4月1日実施予定の組織機構の改正に伴い、建設課の名称を変更するため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例等の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対象表により御説明申し上げます。

第1条は、西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の改正で、第11条中「総務部建設課」を、「総務部施設管理課」に変更するものでございます。第2条は、西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の改正で、第11条中「総務部建設課」を、「総務部施設管理課」に変更するものでございます。附則は、施行期日の規定で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例等の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございます。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（加藤菊信）

日程第7、議案第3号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第3号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給し、並びに医師及び歯科医師の基本報酬の額に関する規定を追加等するため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第3号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。第2条第1項の改正は、短時間勤務会計年度任用職員の給与について、勤勉手当を追加するものでございます。第3条の改正は、医師及び歯科医師の基本報酬の額に関する規定の追加で、第2項に定める基本報酬の額の上限を、医師及び歯科医師については除外し、別に定めることとするものでございます。第7条の改正は、期末手当の引上げで、6月及び12月に支給する期末手当の率について、0.025月分引き上げるものでございます。昨年12月に、職員の給与条例の改正を行い、期末手当の支給割合の引上げを行いましたが、その際の令和6年度以降の実施分と同じ引上げ内容となっております。第8条の追加は、勤勉手当に関する規定の追加で、手当の支給対象者、支給額、勤勉手当基礎額の計算方法、支給日等について定めたものでございます。第9条からは、条の繰り下げをするものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、3ページをお願いします。第7条第2項は、育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給についての規定を追加するもので、第8条は、字句の整理をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。



(「なし」の声あり)

議長 (加藤菊信)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 (加藤菊信)

ありがとうございます。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長 (加藤菊信)

続いて、日程第8、議案第4号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (加藤由裕)

ただいま上程されました、議案第4号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、在宅勤務等手当の追加をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長 (佐々木美喜子)

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条は、給与に在宅勤務等手当を追加する改正を行っております。第15条は、在宅勤務等手当を支給される職員に係る通勤手当の額について規定を追加したものの、

第15条の3は、在宅勤務等手当に関する規定を追加したものでございます。2ページをお願いします。附則は施行期日で、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

皆さんに申し上げます。この際、暫時休憩といたします。

---

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時35分）

---

議長（加藤菊信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第9、議案第5号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第5号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,833万9,000円を減額し、補正後の額を39億7,228万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第5号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」の詳細につきましては、4ページ・5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款1項1目負担金につきまして、し尿処理事業特別会計負担金を東海市から2,998万4,000円、知多市から663万1,000円減額し、ごみ処理事業特別会計負担金を、東海市から2,390万円減額し、知多市から1,782万4,000円減額するものでございます。

続きまして、3の歳出について、御説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の27節繰出金につきまして、し尿処理事業特別会計繰出金を3,661万5,000円減額し、ごみ処理事業特別会計繰出金を4,172万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号「令和5年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第3号）」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第10、議案第6号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第6号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,238万2,000円を減額し、補正後の額を2億3,967万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、衛生センター所長から御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

議案第6号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ・5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。2款1項1目繰入金につきまして、一般会計からの繰入金を3,661万5,000円減額するものでございます。3款1項1目繰越金につきまして、令和4年度の決算額が423万3,000円の増収となったことから、これを増額するものでございます。6ページ・7ページをお願いいたします。

3の歳出について、御説明申し上げます。1款衛生費、1項し尿処理事業費、2目し尿処理費におきまして、今年度の執行見込額から、3,238万2,000円の減額を見込んだものでございます。10節需用費では、重油や電気料金の単価の減少及び使用量の減少を見込み、燃料費の300万円の減額、光熱水費の1,70

0万円の減額といたしました。12節委託料及び14節工事請負費では、それぞれ入札等による執行残を減額したものでございます。12節では、事務事業委託料が21万4,000円の減額、施設維持管理委託料が165万円の減額、機器保守委託料が51万8,000円の減額といたしまして、14節では、定期修繕工事が700万円の減額、計画修繕工事が300万円の減額といたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号「令和5年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございます。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第11、議案第7号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第7号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ

れ2, 700万円を減額し、補正後の額を102億166万4, 000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（平松康弘）

議案第7号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）」の詳細につきましては、4ページ・5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。2款1項1目繰入金につきましては、一般会計からの負担金の繰入額を4, 172万4, 000円減額し、13億9, 158万円とするものでございます。3款1項1目繰越金につきましては、令和4年度の決算額が1, 472万4, 000円の増収となったことから、これを増額するものでございます。6ページ・7ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費、1項ごみ処理事業費、2目ごみ処理施設建設費の11節役務費の最終生成物処分手数料は、5年度中に予定していた試験焼却の期間が短縮されたことに伴い、処分する最終生成物の量が減るため、2, 700万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号「令和5年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございます。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第12、議案第8号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第8号「損害賠償の額の決定について」につきまして、御説明申し上げます。

損害賠償の額及び相手方といたしましては、賠償額144万円を知多市在住の個人に賠償するものでございます。事故の概要につきましては、相手方患者は学生時代に下顎前歯2本を欠損した方で、令和元年12月に欠損部分のインプラント希望により近隣開業医から紹介を受けた方です。令和2年3月に下顎の骨幅が小さかったため骨移植を実施し、その後同年7月と11月にインプラント術を行いました。しかしながら、令和3年2月にインプラント1本目が脱落し、2本目もぐらつくようになりました。令和4年11月にセカンドオピニオンを希望され、令和5年2月に他院を受診。その結果、同年5月に「土台手術に問題がある」との指摘を受けました。すぐさま院内で検討会を実施し、当時のインプラント挿入シミュレーションでは、インプラント間に必要な間隔が取られていないことを確認。また、インプラント打ち込みの際、骨移植部のみに打ち込まれ、自骨にほとんど打ち込まれない仕様であったことから、当院での治療計画に問題があったと結論されました。保険会社からの意見書でも「インプラント治療の計画や埋入手技が適正でなく、埋入後の歯槽骨支持が不足したことが過誤に該当する」と判断をいただきました。それに伴い顧問弁護士と補償額の協議を続け、令和6年1月10日に相手方患者との合意ができたことにより賠償額の決定ができましたので、今回の第1回定例会に本議案を上程したものでございます。なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填されます。今回は、治療計画に問題があったことが原因であり、今後は十分に関係者で協議を行い再発防止に努めてまいります。日頃より、細心の注意を払い診療を行っているところではございますが、このような事故が起きたことは誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号「損害賠償の額の決定について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第13、議案第9号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第9号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,189万8,000円で、前年度に比べ、2億5,196万5,000円の増額となっております。これは特別会計を廃止し一般会計に統合したことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては、各担当課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）



「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては36億2,561万3,000円で、前年度に対し4億9,239万8,000円の減でございます。その内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、組合運営費負担金につきましては、東海市・知多市同額の4,058万7,000円で、合計8,117万4,000円でございます。し尿処理事業費負担金につきましては、東海市から1億7,238万6,000円、知多市から4,173万1,000円の合計2億1,411万7,000円でございます。ごみ処理事業費負担金につきましては、東海市から6億6,539万6,000円、知多市から4億9,020万7,000円の合計11億5,560万3,000円でございます。健康増進施設事業費負担金につきましては、東海市から2,134万4,000円、知多市から812万3,000円の合計2,946万7,000円でございます。看護専門学校事業費負担金につきましては、東海市・知多市同額の7,262万6,000円で、合計1億4,525万2,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から12億1,292万1,000円、知多市から7億8,707万9,000円で、合計20億円でございます。

2款使用料及び手数料、1項2目2節の看護専門学校使用料につきましては1,632万6,000円で看護専門学校授業料などでございます。2項手数料、10ページをお願いいたします。1目1節の清掃手数料の2億4,600万円につきましては、西知多クリーンセンターへ両市民・事業者が直接持ち込む一般廃棄物の処理手数料でございます。2節の看護専門学校手数料340万4,000円の内訳としまして、受験者100人分の受験料と入学者30人分の入学金を見込んだものでございます。

3款国庫支出金、1項1目1節の清掃費補助金6億8,920万円は、ごみ処理施設の整備事業を実施するに当たり国から交付される交付金でございます。

4款財産収入、1項1目1節の土地建物貸付料5万4,000円は、看護専門学校に設置しているジュース等の自動販売機1台の設置に伴う貸付料でございます。

5款繰越金、1項1目1節の繰越金498万円は、前年度一般会計の執行残見込

み額による繰越金でございます。

6款諸収入、2項1目、12ページをお願いいたします。2節の衛生費雑入2億4,108万8,000円は、主なものとして西知多クリーンセンターで発生するごみ処理施設発電売電収入、契約により運営事業者が負担することとしている、西知多クリーンセンターの火災保険料負担金でございます。

7款組合債、1項1目1節組合債の18億2,450万円は、ごみ処理施設整備・運営事業に関する組合債でございます。

14ページをお願いいたします。3の歳出について、御説明申し上げます。1款1項1目議会費につきましては79万円で、前年度と比較して1万円、1.3%の増額でございます。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては20億8,507万円、前年度に対し20億3,305万8,000円、49.4%の減でございます。2節給料の2,914万5,000円、3節職員手当等の2,321万4,000円、16ページをお願いいたします。4節共済費の1,036万6,000円につきましては、総務部長・総務課職員6人の計7人分の人件費でございます。12節委託料の766万2,000円につきましては、5年度に実施した人事給与システム改修及び財務会計システム導入支援が終了したことなどにより、全体で189万6,000円の減額となったものでございます。13節使用料及び賃借料の481万3,000円につきましては、財務会計システムの使用料が5年7月から使用開始したため、5年度は9か月分の費用で計上し、6年度以降は12か月分を計上したため、3か月分が増となることから節全体で16万円の増額となったものでございます。18ページをお願いいたします。14節工事請負費の323万6,000円は、2面あるテニスコートの1面について、周囲を囲うフェンスの全面改修を4年度から4年に分けて実施するものと、グラウンドゴルフ場利用者のための屋外用ユニットトイレ1セットを更新するため予算計上したものでございます。

3款衛生費、1項し尿処理事業費につきましては2億1,415万7,000円でございます。1目事業総務費につきましては1,347万2,000円、前年度に対し17万9,000円、1.3%の増でございます。主なものといたしましては衛生センターの常勤職員2人分の人件費として、2節給料684万5,000円、3節職員手当等390万2,000円、4節共済費220万3,000円を計上し

ております。20ページをお願いいたします。2目し尿処理費につきましては2億68万5,000円で、前年度に対し5,605万1,000円、21.8%の減でございます。10節需用費の5,299万8,000円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗資材などの消耗品費、重油などの燃料費、電気料金などの光熱水費などがございます。消耗品費につきましては、購入実績などから薬剤等及び分析用試薬の単価の増を見込み増額となっておりますが、燃料費につきましては、燃料用重油の購入実績から単価の増と使用量の減の見込みにより前年度より減額となり、光熱水費につきましても電気料金の減が見込まれるため、10節合計で、前年度に対し1,599万2,000円、23.2%の減でございます。12節委託料の6,732万円につきましては、水質検査委託料など13件分の委託料で、前年度と比較し1,133万3,000円、20.2%の増でございます。増額の主な理由は、事務事業委託料の6つ目、放流管調査設計業務委託料を新規計上したことなどによるものでございます。

22ページをお願いいたします。14節工事請負費の7,755万6,000円につきましては、定期修繕工事・計画修繕工事及び突発修繕に対応するためのその他修繕工事費を計上したものでございます。前年度との比較では5,229万7,000円の減額となっておりますが、5年度と比較して計画修繕工事が2件少ないことと、高額の工事が少ないことによるものでございます。

建設課長（平松康弘）

2項ごみ処理事業費につきましては38億4,072万3,000円でございます。1目事業総務費につきましては1億158万円でございます。主なものとしたしましては、2節給料の1,339万円、3節職員手当等の1,542万9,000円、4節共済費の650万2,000円につきましては、職員5人分の人件費でございます。12節委託料の778万8,000円につきましては、西知多クリーンセンター運営業務が適切に行われているか監視するための支援業務、開所式等開催などの委託料でございます。24ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の5,823万2,000円につきましては、西知多クリーンセンターの発電売電収入を構成市へ還元する売電益交付金などがございます。2目ごみ処理費につきましては7億6,717万6,000円でございます。主なものとしたしましては、11節役務費の3億6,872万円につきましては、西知多クリーン

センターの運転に伴い発生する最終生成物の処分手数料などがございます。12節委託料の3億9,320万円につきましては、西知多クリーンセンターの運營業務委託料などがございます。18節負担金、補助及び交付金の514万円につきましては、最終生成物処分に係る負担金でございます。

3目ごみ処理施設建設費につきましては29億9,176万7,000円でございます。12節委託料の2,639万2,000円につきましては、西知多クリーンセンター建設工事の進捗に合わせた工事監理及び検査支援業務の委託料でございます。14節工事請負費の29億4,557万5,000円につきましては、西知多クリーンセンター建設工事の工事請負費でございます。

3項健康増進施設事業費につきましては2億1,137万1,000円でございます。1目事業総務費につきましては1,686万1,000円でございます。主なものといたしましては、2節給料の410万9,000円、3節職員手当等の441万9,000円、26ページをお願いいたします。4節共済費の136万1,000円につきましては職員1人分の人件費でございます。11節役務費の56万4,000円は、健康増進施設認定手数料及び健康増進施設の火災保険料でございます。12節委託料の620万7,000円につきましては、健康増進施設維持管理・運營業務が適切に行われているか監視するための支援業務などの委託料でございます。2目健康増進施設事業費につきましては1億9,451万円でございます。12節委託料の5,465万円につきましては、健康増進施設の維持管理及び運營業務のサービス対価に相当する維持管理・運營業務委託料でございます。16節公有財産購入費の1億3,986万円につきましては、健康増進施設の設計及び建設工事監理業務のサービス対価に相当する健康増進施設購入費でございます

庶務課長（中田昭夫）

4項看護専門学校事業費につきましては1億6,506万2,000円でございます。1目事業総務費につきましては1億4,385万8,000円で、前年度より95万円、0.7%の増額でございます。職員の人件費につきまして、1節報酬275万9,000円は、図書整理等を行う事務の会計年度任用職員2人分の報酬でございます。2節給料5,809万円は校長を含めた教員12人、事務職員2人の計14人分で、前年度は14人に加えて任期付短時間勤務の教員1人も雇用しておりましたが、期間満了につき減員となりました。28ページをお願いいたします。

3節職員手当等4, 465万円、4節共済費2, 074万2, 000円を含め、1節から4節までが教職員と会計年度任用職員計16人分の人件費でございます。10節需用費の727万9, 000円につきましては、光熱水費において個別の空調機を導入し、ガス式的全館空調機の使用日数を減らすことで減額を見込みましたので、修繕料において照明のLED化と窓ガラス飛散防止を一部実施するため増額となりますが、10節合計では、前年度に対し231万6, 000円、24.1%の減となりました。12節委託料544万2, 000円につきましては、事務事業委託料3件、施設維持管理委託料9件を予定しております。前年度より12節合計で101万7, 000円、23%の増となりましたが、主な理由は、事務事業委託料の2つ目と3つ目を新規計上したため、2つ目のホームページ作成委託料は、学生からの要望もあり学生募集を強化するためホームページをリニューアルするもので、その下、学校ロゴ作成委託料は、そのリニューアルに合わせて学校案内や広報に活用する、学校のロゴマークを作成するための費用でございます。13節使用料及び賃借料138万7, 000円につきましては58万円、71.9%の増となりましたが、主な理由は30ページをお願いいたします。上から4つ目、パソコン借上料について、再リース期間が終了となるパソコン教室のパソコン等を更新するため増額となったことによるものと、その2つ下、ホームページのサーバー使用料を新たに計上したことによるものでございます。17節備品購入費221万1, 000円は、光熱水費を節約するため5年度に引き続き個別空調機を設置していくもので、6年度は保健室ほか2部屋の空調機を購入するものでございます。22節償還金、利子及び割引料7万円につきましては、奨学金の対象者で入学金が減免となった場合に返還するもので、1人分を計上しております。

続きまして、2目看護専門学校費につきましては2, 120万4, 000円で、前年度より391万5, 000円、22.6%の増額でございます。1節報酬618万5, 000円につきましては、実習指導を行う会計年度任用職員4人分を計上したもので、6年度の2年生が35人の見込みで、定員30人のところ5人多いことから、実習が始まる6年度から1人増員して対応するものでございます。7節報償費491万5, 000円は、西知多総合病院以外の外部講師に支払う講師謝礼金でございます。カリキュラムの改正により依頼する講師の変更があり、委託料での支出に切り替わったことにより減額となります。12節委託料424万7, 000

円は、前年度と比較し19万7,000円、4.9%の増でございますが、32ページをお願いいたします。上から2つ目講師等委託料116万8,000円は、西知多総合病院等の医師の講師料で、カリキュラム改正により、西知多総合病院等に所属する講師が増加したことにより増額となり、実習委託料につきましてもカリキュラム改正により、実習項目の変更により、実習先を西知多総合病院以外の施設に依頼したことなどにより増額となったものでございます。13節使用料及び賃借料44万2,000円は、実習先の駐車料金及び教材のレンタル料でございます。17節備品購入費193万9,000円は、備品図書を購入及び高齢者体験装具などの教材備品の買い替え等を行うものでございます。18節負担金、補助及び交付金13万5,000円は、加入している各協議会等の負担金、専任教員のスキルアップをするための研修参加負担金を計上しており、6年度は教員養成講習会の対象者がいないため26万円の減額となりました。

総務課長（佐々木美喜子）

4款公債費でございますが、1項1目22節償還金、利子及び割引料の1億3,372万5,000円につきましては、一時借入金利子及び西知多クリーンセンター建設工事に係る長期債利子でございます。5款1項1目予備費につきましては100万円を計上いたしました。34ページから40ページまでは特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。42ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。過年度議決分につきましては説明は省略させていただきます。当該年度分として「し尿処理施設運転維持管理業務委託料」は、令和7年度から9年度までの契約を締結するため、限度額1億2,524万6,000円を設定するものです。44ページの地方債に関する調書につきましても、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

5番（北川明夫）

私は、予算の重点施策の概要の冊子の、16・17ページに記載がございます、西知多クリーンセンター発電売電収入についてでございます。充当先及び充当額の

考え方と発電売電収入及び健康増進施設費の支出の時期については、どのような、16・17ページについて御説明をいただきたいと思います。

建設課長（平松康弘）

御質問の「発電売電収入の充当先、充当額の考え、収入及び支出の時期について」でございますが、17ページの表をお願いします。

西知多クリーンセンター発電売電収入は、令和6年度は人口割で還元することとされています。東海市還元額1億3,819万2,000円のうち5,000万円は知多市へ地域還元として、ごみ処理施設事業費売電益交付金へ充当し、組合からごみ処理施設の立地自治体である知多市へ交付する考えです。残りの8,819万2,000円は健康増進施設費へ充当します。知多市還元額1億180万8,000円のうち9,371万1,000円は健康増進施設費へ充当し、残りの809万7,000円はごみ処理事業費、売電益交付金へ充当し、知多市へ交付する考えです。

16ページの2つ目の表、「西知多クリーンセンター発電売電収入充当状況」をお願いいたします。健康増進施設事業への充当については、表の3行目、負担割合に基づく負担金額に対して、4行目、東海市は8,819万2,000円、知多市は9,371万1,000円を充当します。なお、上の表「エ健康増進施設事業費」の3款3項1目の事業総務費は、人件費・事務費に相当する費用で、両市からの負担金を充て、2目の健康増進施設費は、発電売電収入を充てることとしています。収入及び支出の時期につきましては、発電売電収入は、毎月の検針後に売電先の電気事業者から翌々月までに入金があり、健康増進施設費は4半期ごとの7月・10月・1月・翌4月に支払うこととしています。以上でございます。

議長（加藤菊信）

ほかにありませんか。

9番（伊藤正明）

一般会計の予算書27ページ、3款3項2目16節公有財産購入費です。健康増進施設購入費の詳細についてをお願いします。

建設課長（平松康弘）

御質問の「健康増進施設購入費の詳細について」でございますが、健康増進施設整備・運営事業は、民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に組合に所有権を移転するとともに、民間事業者が施設の維持管理及び事業の運営を行う、いわゆるP

F I 事業のB T O方式を採用しています。健康増進施設購入費は、組合が民間事業者に対して健康増進施設の建設工事費・設計監理費・諸費用等を、令和6年度から20年間、全80回の割賦方式で支払う費用のうち、令和6年度4回分の費用です。以上でございます。

議長（加藤菊信）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第14、認定第10号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第10号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、御説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いします。第2条は業務の予定量で、（1）病床数は一般病床468床、（2）年間患者数は入院患者数12万85人、外来患者数20万961人、（3）1日平均患者数は入院患者数329人、外来患者数827人を予定し、（4）主要な建設改良事業では、資産購入費として5億1,536万円を予



定しました。第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は151億891万円、支出の第1款病院事業費用は153億6,868万円を予定いたしました。第4条は資本的収入及び支出の予定額で、2ページをお願いいたします。収入の第1款資本的収入は10億424万円、支出の第1款資本的支出は15億6,147万円を予定いたしました。第5条の債務負担行為は、白衣等借上料について令和6年度から11年度までの支出の限度額を1億4,919万円と定めるものでございます。第6条の企業債は、医療機器等整備事業について5億円の限度額をそれぞれ定めたものでございます。3ページをお願いいたします。第7条は一時借入金の限度額を15億円とし、第8条は経費の流用ができる場合を定めております。第9条は議会の議決を経なければ流用できない経費について定めております。第10条は一般会計から補助金を受ける金額を3億6,850万円とし、第11条は棚卸資産の購入限度額を34億7,372万円と定めたものでございます。第12条の重要な資産の取得は、放射線治療位置照合用ヘリカルCTシステムから手術顕微鏡までの3品目でございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。26ページをお願いいたします。令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入で、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は81億1,773万円の計上で、1人1日平均収益をアブレーション治療件数の増加や放射線治療科の常勤医師赴任などによる増収により67,600円と見込み、2目外来収益は36億3,738万円の計上で、1人1日平均収益を化学療法の数増加などにより18,100円と見込んだものでございます。3目その他医業収益は11億9,117万円の計上で、主な内容としまして個室使用料、予防接種・集団健診、人間ドック、個人健診等の収益、及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。続きまして、2項医業外収益は18億8,286万円の計上で、主な内容としまして、2目他会計補助金3億6,850万円は、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や医師確保対策に要する経費などに係る一般会計補助金、3目補助金2,349万円は臨床研修費などに

対する補助金でございます。27ページをお願いいたします。4目他会計負担金7億2,714万円は、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などでございます。6目退職手当相当額負担金1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額に係る一般会計負担金でございます。

28ページをお願いいたします。支出でございます。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費77億5,716万円の主な内容は、医師107人、看護師447人など、常勤職員763人分の人件費でございます。初期研修医及び非常勤医師に係る経費を委託料から給与費に組み替えたこと等により6億6,000万円の増となりました。2目材料費31億4,765万円の主な内容は、8節薬品費と9節診療材料費でございます。がん治療など高額な薬剤を使用する症例の増加により昨年度から3億7,495万円の増額を見込んでございます。3目経費25億9,114万円の主な内容は、このページの一番下、18節光熱水費の電気やガスなどの料金。29ページをお願いいたします。上から4段目、22節修繕費は、医療機器や建物等施設などの修繕料で、修繕計画に基づいた無停電電源装置の修繕などで、昨年度から1億3,315万円の増額を見込んでおります。24節賃借料は、職員住宅や医療機器などの借上料、26節委託料は、医事業務や給食業務などの委託料。30ページをお願いいたします。上から4段目、30節手数料は医師紹介手数料などでございます。このページ中ほど、4目減価償却費12億3,856万円は、建物、建物付属設備、器械備品などに係る減価償却費でございます。31ページをお願いいたします。2項医業外費用4億1,206万円は雑損失など、3項特別損失9,278万円は過年度損益修正損など、4項予備費は1,000万円の計上でございます。

32ページをお願いいたします。資本的収入及び支出で、まず上の表、収入でございますが、1款資本的収入、1項1企業債5億円は、医療機器等整備事業に係る借入れ、2項負担金、1目他会計負担金5億412万円は、建設改良に要する経費に係る一般会計負担金でございます。続きまして、下の表、支出でございますが、1款資本的支出、1項1目資産購入費5億1,536万円は、放射線治療位置照合用ヘリカルCTシステムを始めとした医療機器等の購入費でございます。2項1目企業債償還金10億825万円は、建設及び施設整備等の企業債償還元金でございます。3項投資、1目長期貸付金3,786万円は、看護師等の養成施設を卒業後、

組合の設置する病院に勤務する者に修学資金を貸与するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（加藤菊信）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（加藤菊信）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

議長（加藤菊信）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長（加藤菊信）

これもちまして、令和6年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

終始御協力、ありがとうございました。

(2月21日 午後3時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年2月21日

西知多医療厚生組合議会 議長 加藤 菊 信

2番署名議員 佐藤 友 昭

9番署名議員 伊藤 正 明